

蕨市開発許可の基準に関する条例（案）

開発許可条例制定の背景

これまで蕨市では「蕨市まちづくり指導要綱」に基づく指導を行ってききましたが、近年、狭小な宅地造成の案件が目立つようになってきました。

駐車場として利用されていた一団の土地や大きな邸宅として利用されていた場所に、複数の狭小宅地が建ち並ぶ街並みは、潤いのある良好な住環境とは言えず、防災上の懸念もあることから、最低敷地面積の規定を設けた条例を制定し、指導していくこととなりました。

本条例では、最低敷地面積のほか、新たに設ける道路の最小幅員や公園等の設置基準を明記し、良好な市街地の形成を図ります。

開発許可条例の主な内容

最低敷地面積の制限	敷地を分割して宅地を新たに設ける場合100㎡以上とする。
道路幅員の制限	新たな道路を設ける場合、有効幅員を確保するため4.2mの道路とするようにする。
公園の規制	開発区域面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることとする。